

# 御船町農業委員会会議録

令和4年3月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

## 令和4年3月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日(木) 13時30分～14時00分
2. 場 所 カルチャーセンター 2階 会議室
3. 農業委員 (14名)

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	坂本	保男	委 員	9 番	徳永	廣敏
委 員	4 番	野田	孝光	委 員	10 番	渡邊	義高
委 員	5 番	藤岡	雅子	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	福島	則義
委 員	7 番	森田	優二	委 員	13 番	竹崎	幸雄
委 員	8 番	池田	賢治	委 員	14 番	吉田	敏郎
欠席者	7 番	森田	優二	13 番	竹崎	幸雄	14 番 吉田 敏郎

最適化推進委員 7名
4. 議事日程
  - 1 開会
  - 2 会長挨拶
  - 3 議事録署名委員の指名
  - 4 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 5 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 6 議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
  - 7 議案第 14 号 農地中間管理事業第 19 条について
  - 8 議案第 15 号 農作業基準賃金について
  - 9 報告第 7 号 非農地判断について
  - 10 報告第 8 号 非農地証明書について
5. 農業委員会事務局職員

課 長	井上	辰弥
係 長	緒方	弘和
主 査	前川	俊司
主 事	本田	美里

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、7番 森田委員、13番 竹崎委員、14番 吉田委員から欠席の連絡を受けております。欠席者3名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員7名のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、3月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしく申し上げます。

議長 はい、こんにちは。新型コロナがなかなか終息の様相を見せませんが、皆様も気を付けて過ごされてください。また、ウクライナ情勢も心配で気がかりなことではあります。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。4番 野田委員、5番 藤岡委員よろしくお願いいいたします。それでは、議案第11号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。  
議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。  
令和4年3月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。  
今月は、2件の申請が上がっております。2ページをお願いします。

申請番号①

土地の所在地：〇〇字〇〇△ 地目：畑 面積 399 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△ - △ - △ 〇〇 〇〇

申請番号②

土地の所在地：〇〇字〇〇△ - △ 地目：田 面積 248 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。今月の3条は2件の申請が上がっております。それでは、申請番号①番について、担当の野田委員説明をお願いいたします。

4番 場所の方から説明します。説明資料の4ページをお願いします。

す。御船町中心部から 12・13 kmで、西原村との境界に近いところになります。3 ページに現況写真を掲載しております。取得後は、野菜の栽培を行うとのことです。2 ページをご覧ください。第 2 項の第 1 号から第 7 号の該当要件は満たしており、何ら問題なく許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見はございませんか。

2 番 写真を見ると、木を伐採したように見えますが。

4 番 以前、クヌギが植えてありましたが、今月中にも重機を入れて抜根されると聞いております。

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②番について、担当の大西委員説明をお願いします。

6 番 はい、3 月 2 日、中川推進委員と事務局と当事者で現地の確認をしました。場所の説明をします。説明資料の 7 ページをご覧ください。国道 445 号線沿いの山都町との境界近くにある水田です。現地は、8 ページの写真のように、良く管理されてある状態でした。譲渡人は高齢で、今後も耕作が困難なため、隣接農地所有の譲受人に譲渡されるものです。次に 6 ページをお願いします。第 2 項の第 1 号から第 7 号に該当する要件は満たしており、何ら問題なく許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見はございませんか。隣の田んぼの耕作者が、譲受人ということですか。

6 番 そうということです。畦を外して耕作しやすいようにしてあります。

議 長 他に、ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 12 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 3 ページをお願いします。

議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとお

り許可申請があったので、意見の決定を求める。  
令和4年3月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。  
今月は、1件上がっております。

申請番号①

土地の所在地：〇〇字〇〇△ - △ 地目：畑 面積：498 m<sup>2</sup>

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇郡〇〇町〇〇△ - △ 〇〇 - △

〇〇 〇〇

転用目的：戸建住宅 理由：5条所有権移転（県許可）になります。以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、担当の竹崎委員が欠席ですので、説明を事務局からお願いします。

事務局

はい、3月1日に竹崎農業委員、川部推進委員と事務局で現地を確認いたしました。場所は、説明資料の12ページをお願いします。七滝中央小学校から町道北園・茶屋元線を南下し、日向集落内にある農地になります。現況については、13ページの写真をご覧ください。耕作はされていなくて、自己保全のような状態になっております。次に、10ページをお願いします。農地区分は、第2種農地になります。申請人は熊本地震までは、妻の実家がある〇〇地区に居住していたが、現在〇〇町在住であります。将来、祖母・両親の老後に備え、両親住居の近くに住宅建設場所を探していました。所有者と、所有権移転の合意に目途が立ったため、今回の申請に至っております。一般基準の1項から10項の該当する事項については、全て適当と認め、許可相当と判断します。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。只今の説明について、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員

ありません。

議 長

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第13号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の5ページをお願いします。

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和4年3月10日提出 御船町農業委員会 会長 富田早苗。  
6 ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は9件です。合計値のみ読み上げます。田の16,180㎡、畑6,287㎡、計の22,467㎡です。続いて、7 ページです。再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。5件です。田の3,628㎡、畑の3,647㎡、計7,275㎡です。続いて、8 ページをお願いします。所有権移転分の利用権設定等一覧表を掲載しております。今月は、3件売買がっております。田の7,301㎡、畑の2,182㎡計の9,483㎡です。続いて、9 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和4年3月10日提出 上益城郡御船町

10 ページに、令和4年第3回農用地利用集積計画総括表を掲載しております。今月分から読み上げます。田の19,808㎡内再設定が3,628㎡、畑の9,934㎡内再設定が3,647㎡、計の28,742㎡内再設定が7,275㎡です。所有権移転の田が7,301㎡畑が2,182㎡計の9483㎡です。続いて右側の本年累計です。田の175,342㎡内再設定が116,098㎡、畑の27,313㎡内再設定が19,805㎡、計の202,655㎡内再設定が135,904㎡。所有権移転が田10,492㎡畑2,182㎡計の12,674㎡。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、事務局の説明に承認していただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、議案第14号を提案します。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の11ページをお願いします。

議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和4年3月10日提出 御船町農業委員会 会長 富田早苗。

12 ページをご覧ください。農用地利用配分計画（案）による賃借権状況一覧表です。今月は1件です。田の6,188㎡、計の6,188㎡です。以上です。

議長

はい。それでは、事務局の説明に対して、承認していただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして、議案第15号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 13 ページをお願いします。  
議案第 15 号 別紙のとおり農作業基準賃金を定めたいので、承認を求めらる。  
令和 4 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員会。  
14 ページに、令和 4 年度御船町農作業基準賃金（案）という  
ことで掲載しております。この、農作業基準賃金につきましては、毎年度 3 月期の総会で審査をいたしまして、決定したものを町の広報紙及びホームページ等で公表しております。農地の管理を依頼する際に、一つの目安として定めているものになります。この表の区分・単位・金額等は、令和 3 年度に定めたものですので、皆様でご審議をいただければと思います。以上です。

議 長 はい、いま事務局からありましたように、農作業の受委託時のたたき台になるものです。これは毎年今頃見直ししておりますけれども、去年は据え置きになっていますか。

事務局 令和 2 年度に改定し、一部を除き 500 円ずつアップしており、令和 3 年度はそのままになっております。

議 長 ご意見はございませんか。

3 番 農薬散布にドローンとかヘリコプターを使用した場合について、掲載しなくいいですか。

8 番 ドローンの所有者が、料金を設定されているようです。

議 長 あまりにも細かく分けなくてもいいのではないかと思います。これは、あくまでもたたき台であり、これを参考に各々決めればと思います。

2 番 代かきは、平坦と山間で差がありません。平坦と山間、広い狭いの違いがありますので、作業効率が良くないところは高めに  
してはいかがでしょうか。

議 長 先程も申し上げましたが、これはあくまでもたたき台ということですので、細かいところは当事者同士で話し合っ  
て決めればいいのではないかと思います。他に、意見はありませんでしょうか。ありませんでしたら、このままでよろしい  
でしょうか。

全委員 はい。

議 長 それでは、令和 4 年度御船町農作業基準賃金について（案）のとおりとします。続きまして、報告第 7 号と第 8 号について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 15 ページをお願いします。

報告第7号 農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和4年3月10日提出 御船町農業委員会

次の16ページに、2月期に非農地と判断したのは、御船町大字〇〇字〇〇△番の畑852㎡1筆です。2月10日の総会終了後に、御船地区の農業委員及び推進委員の計4名で現地の方を確認し、非農地と認定されましたので、非農地通知書を2月14日付けで発行しております。続いて、17ページをお願いします。

報告第8号 非農地証明書を発行したので、報告する。

令和4年3月10日提出 御船町農業委員会

18ページと19ページをご覧ください。昭和27年10月20日の農地法施行日より以前から宅地になっていたということで、非農地証明願が提出されました。説明資料21ページの地図をご覧ください。場所は〇〇地区で、〇〇寺の入口付近になります。22ページが現況の写真になります。3筆に区切っています。これは、△番の宅地を含め3筆を跨ぐように家が建っていましたが、解体されて更地となっているものです。今回の非農地証明願は、その宅地の隣の△番地・△番地の2筆で、登記簿の地目は畑でありますけれども、昭和27年10月20日以前から農地ではなかったと確認をしましたので、2月16日付で非農地証明書を発行しております。以上です。

議長  
事務局

申請者は、所有者でなくてもいいのですか。

申請者は、司法書士の方であります。この業務を代行して農業委員会に申請されました。実際の所有者は、18・19ページの所有者の欄に記載されている方になります。法務局の地目変更もそうですけれども、所有者が本来手続きを行うものですが、司法書士・行政書士以外の方に頼むことはできませんが、専門の書士に業務を代行していただくのは、法的に問題ありません。

議長  
事務局

その様な場合、委任状とかは必要ありませんか。

これは、証明願の表紙の部分を抜粋して掲載しておりますもので、委任状は原本に添付してあります。

議長

はい、それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。



上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

4 番

④

5 番

④